

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が施行され、沿岸漁業改善資金の償還期間等について特例措置が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付対象となる沿岸漁業従事者等に六次産業化法による認定総合化事業として行われる近代的な漁業技術等の導入を支援するための措置を行う者を加える。

(2) 六次産業化法による認定総合化事業を行うのに必要な資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は、次のとおりとする。

種類	償還期間	据置期間
経営等改善資金	9年以内	3年以内
漁ろう作業省力化機器等設置資金	9年以内	3年以内
補機関等駆動機器等設置資金	9年以内	3年以内
燃料油消費節減機器等設置資金	9年以内	3年以内
新養殖技術導入資金	5年以内	3年以内
資源管理型漁業推進資金	12年以内	5年以内
環境対応型養殖業推進資金	12年以内	5年以内

(3) 東日本大震災により著しい被害を受けた者で一定のものが貸付けを受ける沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間は、通常の償還期間及び据置期間の年数に3年を加えた年数とする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。